

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは「プロフェッショナルとしてお客様に最高のサービスを提供することにより、チェーンストアの発展と豊かな社会の実現に貢献する」という経営理念の下、流通小売業向けのサービスを中心に様々な事業に取り組んでいます。

当社グループの主な事業である実地棚卸サービス事業は、顧客企業様の企業経営とは独立して、第三者の立場から数量、金額等を定量的に実査を行い「実地棚卸報告」をご提供することが、当社の重要な企業価値のひとつとなっております。そして、当社は、その企業価値を認めて頂き、継続的にお取引頂いている顧客企業様からの信頼に支えられています。

この企業としての信頼をさらに向上させるために、コーポレートガバナンスを機能させ、各ステークホルダーに対する説明責任を果たしていきたいと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社齋藤ホールディングス	1,883,000	22.41
齋藤 昭生	1,015,012	12.08
BBH FOR FIDELITY LOW - PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUB PORTFOLIO)	875,051	10.41
齋藤 茂男	407,800	4.84
小林 美保子	383,600	4.56
齋藤 泰範	255,340	3.03
BBH FOR FIDERITY GROUP TRUSTBENEFIT (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	148,200	1.76
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02	120,100	1.42
エイジス従業員持株会	115,560	1.37
清水 昭順	100,040	1.19

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明 更新

「大株主の状況」については2021年3月31日現在の状況を記載しております。
また当社は、自己株式を2,357,909株所有しておりますが、上記の「大株主の状況」からは除いております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	3月
-----	----

業種	サービス業
----	-------

直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数 更新	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
森 和弘	他の会社の出身者													
鈴木 政士	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
森 和弘			<p><社外取締役としての選任理由> 経営者としての幅広い見識と豊富な経験を有し、客観的視点から助言・提言をいただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。森和弘氏と当社との間で、人的関係、資本関係および特別な利害関係はありません。また、有限会社森総研と当社との間には特別な関係はありません。</p> <p><独立役員指定理由> 同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断したため、独立役員として指定しています。</p>

鈴木 政士		<p>< 社外取締役としての選任理由 > 経営者としての幅広い見識と豊富な経験を有し、客観的視点から助言・提言をいただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。鈴木政士氏と当社との間で、人的関係、資本関係および特別な利害関係はありません。</p> <p>< 独立役員指定理由 > 同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断したため、独立役員として指定しています。</p>
-------	--	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

三優監査法人に会社法上および金融商品取引法上の監査を受けております。監査役と当該監査法人とは連携をはかり、適切な意思疎通と監査に必要な情報を共有し監査業務を実施しています。
 当社の内部監査は、社長直轄組織である当社内部監査担当部署が、本社および子会社を含めた各事業所を定期的に監査し、その結果を当社代表取締役社長および当社監査役に報告します。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
増子 泰由	他の会社の出身者													
野間 白子	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
増子 泰由			<p>< 社外監査役としての選任理由 > 金融機関において支店長を歴任するなど、財務および会計に精通しており、客観的な視点から指導および監査していただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。 増子泰由氏は当社株式を所有しておりますが、人的関係および特別な利害関係はありません。なお、同氏が平成23年6月30日まで従業員であった株式会社千葉銀行と当社の間には、資金取引関係があります。また、当社が当社の株式を保有する資本関係があります。</p>
野間 自子			<p>< 社外監査役としての選任理由 > 弁護士としての専門知識・経験等を当社の監査体制強化に活かしていただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。 < 独立役員指定理由 > 同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断したため、独立役員として指定しています。</p>

【独立役員関係】

独立役員の数 更新	3名
---	----

その他独立役員に関する事項

該当事項はありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、取締役に對し譲渡制限付株式を付与する報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

2020年度(第44期)の取締役および監査役の報酬等は以下のとおりです。
取締役7人に対して144,631千円(うち社外取締役2人に対して14,400千円)を支払いました。
監査役3人に対して25,800千円(うち社外監査役2人に対して15,000千円)を支払いました。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を以下のとおり定めております。

1. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2019年6月20日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

なお、取締役の報酬限度額は、2007年6月28日開催の第30回定時株主総会において年額2億5千万円以内(使用人兼務取締役の使用人分給とは含まない)と決議しております。上記の報酬枠とは別枠で、取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式を付与するための報酬限度額は、2019年6月25日開催の第42回定時株主総会において年額2千5百万円以内(株式発行総数は年3万株以内)と決議しております。また、監査役の報酬限度額は、2010年6月29日開催の第33回定時株主総会において年額4千5百万円以内と決議しております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が2019年6月20日開催の取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

(1) 役員報酬の基本方針

- ・各役員の仕事や責任に応じた報酬体系とし、透明性と公正性を確保します。
- ・業務執行取締役の報酬は、業績向上への意欲を高め、中長期的な企業価値向上に資する報酬体系とし、ステークホルダーと利益を共有するものとし、
- ・報酬方針・報酬制度・個人別の報酬決定については、代表取締役社長と社外取締役との協議を通じて、客観性・透明性を確保するプロセスを経るものとし、

(2) 基本報酬と変動報酬等に関する事項

取締役(社外取締役を除く)の報酬

- ・取締役(社外取締役を除く)の報酬は、金銭報酬(基本報酬と変動報酬)と非金銭報酬(株式報酬)により構成します。
- ・基本報酬は、役位毎に決定した固定報酬です。
- ・変動報酬は、年額報酬(金銭報酬と非金銭報酬を含む)の約2割を基準とし、会社の営業成績等に応じて変動するものとし、役位および職務に応じて、全社業績、担当業績および経営施策の実行等に対する達成度に基づき支給額を決定します。
- ・株式報酬は、年額報酬(金銭報酬と非金銭報酬を含む)の約1割を基準とした固定報酬です。勤務期間要件を定めた譲渡制限付株式として付与します。

(役員報酬構成)

- ・金銭報酬:基本報酬70%程度・変動報酬20%程度
- ・非金銭報酬:譲渡制限付株式報酬10%程度

社外取締役の報酬

- ・社外取締役の報酬は、業務執行から独立した立場で経営の監督・助言を行うという観点から、固定報酬とします。

監査役の報酬

- ・監査役の報酬は、独立性に配慮し、職責および常勤・非常勤に応じた固定報酬とします。

(3) 報酬等の付与時期や条件に関する事項

- ・取締役の報酬は、株主総会で承認された総額の範囲内で、代表取締役社長と社外取締役との協議を経て定時株主総会後の取締役会にて決定します。
- ・株式報酬の払込金額に相当する報酬支給の決定および株式の割当の決定は、定時株主総会実施月の翌月の取締役会にて行います。
- ・株式の交付は割当を決定した取締役会の翌月に行います。
- ・監査役報酬は、株主総会で承認された総額の範囲内で、監査役の協議に基づき決定します。

(4) 非金銭報酬等に関する方針

取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、2007年6月28日開催の第30回定時株主総会において承認頂いた報酬枠とは別枠で、当社の取締役(社外取締役を除く)に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することを2019年6月25日開催の第42回定時株主総会にて承認を頂きました。

金額として、年額2千5百万円以内といたします。現在の取締役の員数は6名(うち社外取締役2名)であり、対象取締役に對して当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年3万株以内とします。その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、2年間から5年間までの間で当社の取締役会が定める期間を譲渡制限期間とする株式割当契約を締結するものとし、

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役に対する専従スタッフの配置は行っておりませんが、必要に応じて関係部署がサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、取締役会ならびに監査役会を設けております。

取締役会は、毎月1回開催する他に、必要に応じて開催しております。会社の経営、管理の意思決定機関として、法定事項を決定するとともに、経営の基本方針および経営業務執行上の重要な事項を決定し、業務執行について報告を受けております。その構成メンバーは取締役全員であります。

監査役会は、監査役3名で構成されております。監査役は取締役会等に出席し取締役の業務執行の監査を行うとともに、必要と認めるときは客観的かつ公正な意見陳述を行います。

また、監査報告に基づき、取締役の業務執行に対して違法性、妥当性を審議しております。

経営会議等を毎月1回の頻度で開催し、部門別経営課題の確認とその進捗状況の確認ならびに解決のための協議等を行っております。その構成メンバーは、取締役、常勤監査役および執行役員等であります。

第44期(2020年4月1日～2021年3月31日)において会計監査業務を執行した公認会計士、所属する監査法人および継続監査年数は次のと

おります。

増田 涼恵 三優監査法人(継続監査年数が7年以内であるため年数は省略)

井上 道明 三優監査法人(継続監査年数が7年以内であるため年数は省略)

監査業務に関する補助者の構成

公認会計士 6名

その他 2名

(注)その他は、公認会計士試験合格者であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社の取締役は、社外取締役2名を含む6名の取締役で構成しております。取締役会は、経営の方針および経営に関する重要事項を決定するとともに、職務執行の監督をしております。

また、当社は監査役会設置会社であり、2名の社外監査役を含む3名の監査役を選任しております。社外監査役は、経営監視機能の客観性および中立性を確保するため、会社法に基づく監査を実施しております。

以上により、経営監視機能を十分に有しているものと考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催の2週間以上前に発送いたしております。また、6月3日にTDnetおよび自社インターネットウェブサイトにより電子的に公表いたしました。 (IR情報 - 株主・株式情報 - 株主総会)

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリストおよび機関投資家向けに説明会を年2回(5月、10月もしくは11月)開催しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報や有価証券報告書の掲載に加え、適時開示資料や決算説明会の音声配信・プレゼンテーション資料など、各種情報を公開しています。 当社IRサイト: https://www.ajis.jp/ir/	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署は経営企画室となっております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「エイジスグループ行動規範」を定め、各ステークホルダーとのかかわりの中であるべき行動を明示しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	社内印刷物の一部に再生紙を使用する等、環境に留意しています。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

株式会社エイジス(以下「当社」といいます。)および当社子会社は、企業価値向上を実現するために、コンプライアンスの確保、財務報告の信頼性の確保、業務の有効性・効率性の確保および資産の保全に努め、事業活動を行う上で生じるリスクを把握し、適切に対応する体制(以下「内部統制システム」といいます。)を構築し運用します。本基本方針は、当社が内部統制システムの整備のために取り組む活動の基本方針を定めるものであります。

1. 当社の取締役および使用人(以下「当社の取締役等」といいます。)ならびに当社子会社の取締役および使用人(以下「当社子会社の取締役等」といいます。)の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社の取締役は、経営理念および当社社内規程を遵守し、当社および当社子会社における企業倫理・コンプライアンスの徹底を率先して実行していきます。また、社会の変化に応じて当該各規程の見直しと改定を定期的に行い、その実効性を確保します。なお、企業倫理・コンプライアンスの徹底に関しては、当社経営企画担当部署が実施します。
- (2) 当社は、行動規範・ハンドブックを策定して使用人に配布すると共に、コンプライアンスに関する教育・研修を実施します。また、当社子会社においても、これに準じた体制を構築します。
- (3) 当社は、コンプライアンス上の問題について、公益通報者保護法に対応した相談専用窓口を設置しております。
- (4) 当社取締役は、必要に応じて外部の弁護士、公認会計士等の専門家と協議し、法令違反行為を未然に防止し、かつそのために必要な措置を実施します。当社取締役が他の当社取締役および当社子会社取締役の法令違反行為を発見した場合は、直ちに当社取締役会および当社監査役に報告します。
- (5) 当社社長直轄組織である当社内部監査担当部署が、本社および子会社を含めた各事業所を定期的に監査し、その結果を当社代表取締役社長および当社監査役に報告します。

2. 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 当社は、会社の重要な意思決定については必ず文書化するとともに、法定保存文書と同様に当社社内規程により所定の保存、管理および廃棄に関する事項を定めています。
- (2) 当社取締役および監査役は、これらの文書等を必要に応じて閲覧できます。

3. 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、リスク管理委員会を設置し、当社および当社子会社に対して直接または間接に経済的損失をもたらす可能性、事業の継続を中断、停止させる可能性、または当社および当社子会社の信用を毀損し、ブランドイメージを失墜させる可能性のあるリスクを分析し、リスクの報告体制、対処方法等を定めます。リスク管理委員会は、定期的に、リスク分析、報告体制・対処方法等の見直しを行い、その管理体制を整えていきます。
- (2) 不測の事態が発生した場合には、必要に応じて、弁護士、公認会計士等を含む外部専門家のアドバイスに基づく迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止めるよう努めます。

4. 当社の取締役および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催します。
- (2) 当社は、迅速な業務執行と取締役会の機能をより強化するために、取締役、常勤監査役および執行役員等が出席する会議を定期的開催し、業務執行に関する基本的な事項等に係る意思決定を機動的に行います。
- (3) 当社は、当社社内規程において、業務分掌および職務権限を定め、取締役の職務が適正かつ効率的に執行される体制をとります。また、当社子会社においても、これに準じた体制を構築します。

5. 当社子会社の取締役の職務の執行に係る当社への報告に関する体制

当社は、当社社内規程において、当社子会社が当社取締役会等の承認、報告を必要とする事項を定めており、当社子会社は、自社の事業の経過、財産の状況およびその他重要な事項について、定期的に当社へ報告を行うことを義務付けています。

6. その他の当社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、当社子会社に対し、必要と認められる業務についての適切な内部統制システムの整備を行うよう指導し、業務の適正を確保します。
- (2) 当社は、当社子会社から、子会社の経営上の重要事項や業務執行状況、財務情報等の報告を受ける会議を定期的開催し、グループの連携体制を構築します。
- (3) 当社は、親子間での取引(利益相反取引)の適正および競業取引の適正を確保するため、当社取締役会で審議の上、決定しております。

7. 当社監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 当社監査役の職務の補助は、専任の使用人(以下「監査役補助者」といいます。)が担当します。
- (2) 当社監査役補助者の任命、異動および懲戒については、代表取締役社長と監査役会との協議の上、行います。
- (3) 当社監査役補助者は、当該監査業務に関して監査役の指揮命令に従い、各部担当取締役およびその他の使用人の指揮命令は受けません。

8. 当社の取締役等、当社子会社の取締役等および監査役が当社監査役に報告するための体制ならびに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 当社の取締役等、当社子会社の取締役等および監査役は、当社および当社子会社の業務または業績に影響を与える重要な事項について当社監査役に報告します。当社子会社の取締役等および監査役から報告を受けた者についても同様とします。前記にかかわらず、当社監査役はいづれでも必要に応じて、当社の取締役等、当社子会社の取締役等および監査役に対して報告を求めることができます。
- (2) 当社は、経営理念および当社社内規程の適切な運用を維持し、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について当社監査役への適切な報告体制を確保します。
- (3) 当社監査役は、当社監査役に対する当社の取締役等、当社子会社の取締役等および監査役の報告体制について問題があると認めた場合、取締役および取締役会に意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができます。
- (4) 当社および当社子会社は、上記の報告を行った当社の取締役等、当社子会社の取締役等および監査役に対し、当該報告を行ったことを理由として、解雇その他いかなる不利な取扱いも行わないものとします。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社監査役がその職務の遂行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の遂行に必要でないと思われる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとしております。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 当社監査役が効率的な監査を実施できるよう、当社監査役と当社内部監査担当部署の緊密な連携を確保する体制を構築します。当社監査役は、当社内部監査担当部署の実態を評価して、改善の必要があると認める場合には、当社取締役会に対しその整備を求めることができます。

(2) 当社監査役と弁護士、公認会計士等を含む外部専門家の連携体制を確保します。当社監査役は、必要に応じて外部専門家のアドバイスを受けることができます。

11. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社および当社子会社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの構築を行います。また、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うこととします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会的秩序や健全な企業活動を脅かす反社会的勢力および団体とは一切の関わりを持たず、不当要求を受けた場合は組織的に毅然とした姿勢で対応します。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新



